○ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年十二月二十一日 条例第三十四号)新旧対照表

(市町が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町が処理することとする。

以 正 然		<b></b>	
(31) 省令第七条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受付(30) 省令第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受付又は氏名の変更の届出の受付又は氏名の変更の届出の受付(29) 省令第七条第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受付(28) 省令第七条第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所(1)~(27)(略)(1)~(27)(略)よりいう。)及び息獣の保護及び符猟の適正化に関する法律施行規則(以下し、)及び島獣の保護及び符猟の適正化に関する法律(以下この号において「法」と	芸太田町 広 島市 <mark>及び安</mark>	(31) 省合第七条第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受付(30) 省合第七条第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受付所又は氏名の変更の届出の受付所名は氏名の変更の届出の受付(29) 省合第七条第十一項の規定による従事者証に記載された者の住文は氏名の変更の届出の受付(28) 省合第七条第十項の規定による許可証の交付を受けた者の住所(1)~(27) (略) による許可証の交付を受けた者の住所でこの号において「省令」という。)及び鳥獣の保護及び符猟の適正化に関する法律(以下この号において「法」」鳥獣の保護及び符猟の適正化に関する法律(以下この号において「法」	四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四
(32)~(35) (略) (31) 省令第七条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受付(31) 省令第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受付又は氏名の変更の届出の受付(29) 省令第七条第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受付(28) 省令第七条第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所(以下この号において「省合」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものは、という。)及び鳥獣の保護及び符猟の適正化に関する法律(以下この号において(32)~(35)(略)	町を除く。) 及び安芸太田市町(広島市	(32)~(35) (略) (31) 省令第七条第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受付(31) 省令第七条第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受付住所又は氏名の変更の届出の受付(29) 省令第七条第十一項の規定による従事者証に記載された者の文は氏名の変更の届出の受付(28) 省令第七条第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所(1)~(27) (略) (28) 省令第七条第十項の規定による許可証の交付を受けた者の住所るもの(以下この号において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(以下この号において「省合」という。)に基づく事務のうち、次に掲げ「法」という。)及び鳥獣の保護及び符猟の適正化に関する法律(以下この号において(32)~(35)(略)	原町町坂町島大市府市三町及、町、市位、中、第一部、市位、中、原土、原、市、市田市福市神崎市場、、南、市、市、市、市、市、市、村、市、町、市、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町
(略) に係るもの 掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるもの 四十一号。以下この号において「省合」という。)に基づく事務のうち次にいて「法」という。)及び自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省合第十四の一、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号。以下この号にお	石高原町 広島町及び神 芸大田町、北井日市、大	(略) るものに係るもの 次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げま団十一号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務のうちおいて「法」という。)及び自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令十四の二 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号。以下この号に「25、(65)、(65)、(65)、(65)、(65)、(65)、(65)、(65	び神石高原町北広島町及
(略) おいて「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものおいて「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの十七の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この号に	上島町島市及び大崎三次市、東広	(略) おいて「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものおいて「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの十七の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この号に	川炎市

展別に基づく事務であって別に規則で定めるもの (40) (1)から(39)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、(38)~(39) (略) (38)~(39) (略) (38)~(39) (略) (本定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。(38) (26)~(36) (8) (25) 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出受付同じ。) (25) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除(知事が支付(1)~(10) (略) (11) 法第九条第六項の規定による欠格事項に設当した場合の届出の事務で次に掲げるものに係るものは、近く事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務のうちがに掲げるもの並びに法の対のを定案を言う。)及び法の施行のための規則にます。以下この号にないて、法」という。)及び法の施行のための規則にます。以下にの号にないて、法」という。)及び法の施行のための規則に	優にもげは坂芸び入島高日東市舟市付 る(祭産る、町高世崎市田市広、中、原 を変業等に田羅上、市市島大市尾市 も廃務(つ市町島坂、市代、道、 の乗のにい及の町町江安、市三市三 に物う掲へび安及、田芸士、次、原	た、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの ち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの (39) (1)から(38) までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のう(33) (22) ~ (38) (23) とはいて同じ。) (37) とないて同じ。) (37) とないて同じ。) (25) ~ (35) (25) ~ (30) まで及び(33) において同じ。 (25) ~ (30) まで及び(33) において同じ。) (25) ~ (30) まで及び(33) において同じ。 (36) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除(知事がに出し、(36) (略) (27) (23) (略) (25) ~ (30) まで及び(33) において言じ。 (25) ~ (30) まで及び(34) を含めるとはないといる。 (25) ~ (30) まで及び(34) ではないとはないとはないとはないとはないとはないとはないとはないとはないとはないと	を物与げは島限にもげて及の大市市市三市作祭に、る、町の係産るはび安崎、、、次、原、保産等に、る業事的な芸崎坂安東市尾市のの業務(2)人も廃務(2)町高上町芸東市尾市も廃めにい崎の乗のにに田島及高広大市三の乗う掲へ上に物う掲い市町び田島付、原
(略) において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号	上島町島市及び大崎三次市、東広	(略) 号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものラにおいて「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この	三次市
(略) ち、次に掲げるものち、次に掲げるもの大年法律第百七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のう二十の四、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十	上畠町島市及び大崎県市及び大崎三次市東広	(略) ち、汝に掲げるものち、汝に掲げるもの大年法律第百七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のう二十の四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十	川茶市
(略) (略) 規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの 、法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のためのニナーの四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において	び崎町田田高市島竹三市原代世上坂町島田市市市市次 市原開贈島町、市市、、市中、市町市市大路市市大路市市町町、大井、、大田・市町町、(大野海江共田区大、道三	(略) の規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの で「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のためて「士一の四、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号におい	<u>輪 高 店 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</u>

(略) 下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの「二十三の二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以	上島町島市及び大崎三次市、東広	(略) 以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 二十三の二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。	三次市
(略) (略) 例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条三十の二」広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号。以	町及島太田芸井市福 (2) で町田島高日、山市神 (4) 町市田市三市、山市石田市三市、石田、山市市三市、河市市区市、河南部に渡北安、、市市が高層町広芸江安、、市府市原町広芸江安、、中市市市	(略) び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及三十の二 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号。	町及島田市尾 び町島、 神、市 石世、水 高羅北、南 原町広、市
(略) 行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの 号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施三十一 広島県自然海浜保全条例(昭和五十五年広島県条例第三号。以下この	大崎上島町 江田島市及び 市、大竹市、 民道市、毎日、 県市、三原市、	(略) 施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの及び条例の号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の三十一 広島県自然海浜保全条例(昭和五十五年広島県条例第三号。以下こ	<u>島</u> 市 七年 及び (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

三十一の二 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県	呉市、竹原	三十一の二 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県	吳市、竹原市、
条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲	<b>市、三原市、</b>	条例第四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に	三原市、尾道
げるもの及び条例の随行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに除る	尾道市、福山	掲げるもの及び条例の随行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに	作、福 <u>当</u> 作、库
#6	<b>作、存中卡、</b>	<b>深心も</b> ら	中市、三次市、
(盗)	庄原市、大竹	(盤)	庄原市、大竹
	市、東広島		市、東広島市、
	市、中日市		世目市市、江 
	市、安芸高田		田島市、府中一一一一一
	市、江田島		所、海田町、総 日間、福田町、総
	市、府中町、		野町、坂町、安田、谷田、谷田、谷田、谷田、
	海田町、熊野		芸太田町、北
	町、坂町、安 洋目 真里		広島町及び大
	芸太田町、北田 英田 安		崎上島町(尾道)
	広島町、大崎 110円 110円 110円 110円 110円 110円 110円 110		市、安芸太田一崎一島東
	上島町及び神		町及び北広島
	石高原町(尾)		町については(1)
	道市、安芸太		から(3)までに
	田町及び北広。河市、第書大		掲げる事務に
	島町については日間をつれば		限り、竹原市、邦にる事務は
	(1)から(3)まで 単単に(2)を		福山市、府中一郎,企馬市
	に掲げる事務(1)が3(3)ます		作 <u>、三次市、</u> 庄 福山市 府中
	に限り、竹原に井にる事業		原市、大竹市、一市、三沙市、ビ
	市、福山市、河南、		江田島市、府一原市 ブター
	存中市、生原   計 福山市		中町、海田町、江田島市、府
	_ ' ' '		熊野町、坂町
	女芸高田市、  市、大竹市、		
	***************************************		町については(4) 及び大崎上島
	江田島市、府		/
	中町、海田		から(6)までに
	百、經歷日、		視げる事務に
	波 <u>大 崎 七</u>		殿ゆ。)
	島町及び神石		
	高原町について		
	せ(4)から(6)ま		
	でに掲げる事		
	務に限る。)		
三十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三	<b>市町((1)から</b>	三十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三	市町((1)から
十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げる	(17) # ド′	十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げる	(17) # だ ′
もの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの	(28) ♣ ₺ (31)	もの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの	(28) ♣ ₷ (31)
(智)	₩ ℃′ (34)′	(盗)	₩ 🎾 ´ (34) ´
	(35)′(37)潟		(35)′(37)潟
	<b>お以(39)( )</b>		<b>お以(39)(Ⅰ)</b>
	及び(二)に掲		及び(二)に掲
	げるものにつ		げるものにつ
L			

[24]	5 行 唱	いては広島
	忙、循 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	市、呉市、福ンマックは、は、日本
		山市 <mark>及び三次</mark> 市 崇市 海
<u>K. G. al</u>		<u>干</u> (呉市にあ 山市ので三次
		っては、(1)か十つ男市にあ
(UK) I	<b>行                                    </b>	
		ふ(5) また、
	(1) & 0	(34) 🛱 5
	2′ (34)	(39)(一) 7 超
<b>数</b> 5(3		げるものにつ
行地が		いては工場に
<b>まして</b>		係るもの並び
整 泛		に(37)に超げ
おかと		るものだして
超さる		ては工場に係
	は工場	る条例第九十
	<b></b>	一条の規定に
七十		違反している
には連		者に対するも
いる参		の及び条例第
	及び条	九十三条の規
医第七		定に違反して
	に彎区	いる者に対す
	の 押じ	るものを除
		く。三次市に
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		あっては、
man and a second of the secon		(11) 중 쇼 (17)
The state of the		₩ ℃′ (28) 糸
老 C /		ら(31)までに
	مير (17)	掲げるものを
#K 6.	(28) 🕏	除く。)に限る
√D (31)		ものとし、
超かる		(18) ♣ ₺ (23)
		まで及び
₩ 6 -		(39)(川) 7 越
(18) &		げるものにつ
₩ Þ	対 3	いては条例第
(39)(1	1) 7 截	大条第一項の
ずるも	e	規定により指
	<b>《《 医 紙 】</b>	定された地域
大 条 箫		を有する市町
製定に 関連に		に限るものと
使 され	<b>灯</b> 封換	つ、(36)に超
を有す		げるものにつ
に限る		いては、広島
1~=		, -

	\( (26) \LI mbr		167 mm = 16 <del>2</del> 2
	プ、(36) 7 超		市、福山市及
	げるものにつ		'o'。 / <u>グ三次市</u> に限
	いては、広島		<b>%。)</b>
	作、循 H F 、		
	三次市、東広		
	島市及び大崎		
	上島町に限		
	₩°)		
三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法	卡町(当談卡町	三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法	市町(当該市町
律第八十八号)第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与	が行う処分に	律第八十八号)第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与	が行う処分に
無二中(9)′(10)′(17)′(24)区(25)′無二中(9)′(10)′(17)′(24)区(25)′無	係るものに限	第二字(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第二字の二(9)、(10)、(17)、(24)及び	係るものに限
三号(11)、(17)、(18)、(20)及び(24)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第回	16000	(25)、第三号(11)、(17)、(18)、(20)及び(24)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の	160°)
号の二(6)及び(7)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び		三(4)、第四号の二(6)及び(7)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第	
(8)、無国中の代(7)、無用中(7)、無大中(3)、 <del>無十中(7)、(8)、(10)、(30)、(33)、(35)</del>		四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第八号の三	
及び(36)、第八号の三(80)、第八号の四(5)及び(10)、第八号の六(9)、第八号の七		(80)、第八号の四(5)及び(10)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び	
(8)′(9)′(12)区が(13)′無元中の11(2)′(3)′(8)′(15)′(23)′(26)′(29)′(36)′(49)′		(13)、新元中(2)及(8)、新元中の11(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、	
(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、		(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、	
(13)及び(14)、第九号の五の二(1)、(8)、(10)、(12)及び(20)から(23)まで、第九号の		(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の六(10)、(12)、(14)及び(23)から(26)まで、第	
大(11)、(13)、(15)及び(26)から(29)また、第七中の大の二(11)、(13)、(15)及び(20)		九号の六の二 <u>(10)、(12)、(14)及び(19)から(21)</u> まで、 <u>第九号の六の三(10)、</u>	
<del>その(22)</del> また、無十中(3)′(6)′(7)′(11)′(15)′(26)′(32)′(34)′(38)′(39)(海和や		(12)′(14)   (15)′(25) 点の(28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)	
歩く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一中の二(4)、第十一中の四(14)、第十一		(34)、(38)、(39)(御告や除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一中の二(4)、	
ゆら片(8)′ 無十   ゆ(4)′ 無十   ゆら   (29)′ (30)′ (36)′ (37)′ (41)′ (42) 区(45)′		無十一中の囚(14)、無十一中の円(8)、無十二中(4)、無十二中の二(28)、	
第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、		(29)′(35)′(36)′(40)′(41)☆(44)′無十日中(6)′無十日中(1)(9)′無十日	
第十四号の四(5)、第十五号(4)、第十五号の二(4)、第十五号の三(6)、(7)及び(9)、		号のこのこ(1)及び(7)、第十四号のこ(9)、第十四号の四(5)、第十五号(4)、第	
第十六号(17)から(25)まで及び(42)から(48)まで、第十六号のこ(14)から(17)まで		十五号の二(4)、第十五号の三(6)、(7)及び(9)、第十六号の二(14)から(17)まで	
文が(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)文が(22)、第十七号の二(5)、(7)、(9)文が		及び(23)′ 無十六中の川(14)′ (15)′ (17)及び(22)′ 無十十中の二(5)′ (7)′ (9)	
(15)′ 無十十中6川(4)′ (8)′ (10)′ (14)′ (15)′ (19)′ (23)′ (24)′ (27) 🛱 (28)′ 無十		文(5(15)、第十十号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(19)、(23)、(24)、(27)文(5	
< 吹(31)′ 無十   中(4)′ 無十   中(1)′(2)′(3)′(35)′(48)′(49)′(52)′(65)′(66)′		(28)、無十<中(31)、無十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	
(67)'(71)'(72)'(75)'(78)'(79)'(86)   (86)   (87)' 無十   (4)' 無   (1)   (4)' 無   (1)   (4)' (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)   (4)		(60)′(61)′(62)′(66)′(67)′(70)′(73)′(74)′(81)赵冷(82)′無十न中の団(4)′	
5(8) (無日十中8日(12) (13) (15) (15) (14) 無日十日中(10) (11) (15) (18)		第二十号(6)及び(8)、第二十号の二(11)、(12)、(14)及び(33)、第二十一号	
(23)   (24) /		(10)′(11)′(15)′(18)′(23)区が(24)′無二十中の三(5)′(9)′(10)区が(13)から	
(3)、無二十一中の二(1) 成為(2)、無二十一中の三(6)、(12)、(13)、(36)、(37) 成為		(16)米で、第二十中の目(3)、第二十一中の二(1)及び(2)、第二十一中の二	
(38)、繰口十一 吹ら回(7)、(11) 対冷(14)、繰口十口 吹り (12)、(15)、(24)、(27)、		(6)′(12)′(13)′(36)′(37)以为(38)′無日十一中の回(7)′(11)以为(14)′無日	
(38)' (41)' (54)' (55)' (58)' (61)' (77)' (80)' (88)' (91)   20 (96)' 無门川中〇门		$+1$   $ab \otimes 1$   $(12)'$ $(15)'$ $(24)'$ $(27)'$ $(38)'$ $(41)'$ $(54)'$ $(55)'$ $(58)'$ $(61)'$ $(75)'$	
(5)′(9)戍冷(11)′無二十川中6川(3)′無二十川中6目(3)′無二十目中(17)′		(78)'(86)'(89)以為(94)'無日十日中の日(5)'(9)及為(11)'無日十日中の日	
(20)′(22)′(23)′(26) 成分(27)′無1   十日中日   (11)′(14)′(16)′(24)′(30) 成分		(3)′ 無二十二中6目(3)′ 無二十目中(17)′ (20)′ (22)′ (23)′ (26)以次(27)′ 無	
(31) 消炎に無二十七中の三(6)		十国中の  (11)′(14)′(16)′(24)′(30)  (31)  (31)  (31)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)  (41)	
CANAD-SAME LEAVE OF TRA			
	1	1	

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 知事の行う許可、認可、承認等の事務で次の表の上欄に掲げるものに関し知事に提出される書類の受付に関する事務は、それぞれ同表の下

欄に掲げる市町村が処理することとする。

改 正 祭		<b></b>	
<b>華</b>	卡声	<b>唐 と                                   </b>	卡声
(略) 務のうち、次に掲げるもの 本人の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事(大気汚染防止法関係)	阿里里 可及島高日、中、原 で、中田市大市を 神、十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	(略) 務のうち、次に掲げるもの 予八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事(大気汚染防止法関係)	福田田 田田市広、 関市市市 関本市市島尾市 び次、 大社 大大 大社 大大 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、
(略) のうち、次に掲げるもの ニ 十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務(水質汚染防止法関係)	阿里里 田井 中 子 中 医 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 由 上 由 医 面 面 由 由 市 上 市 由 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	(略) のうち、次に掲げるもの ニ十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務(水質汚染防止法関係)	四 () () () () () () () () () ()
を含む。)及び第六条の二第二項の規定による届出の受付項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)	周町田芸士市市 で の の の の の の の の の の の の の	を含む。)及び第六条の二第二項の規定による届出の受付項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合二十二の三、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)	四 及 分 本 一 在 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

(略) 下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの「二十二の四 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)	明及島島高日東市府市市公町市田市広、中、原神、、市市島大市民市石田市区、中、原石市大、市市島大市居市石市大、、市村、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(略) (略) 下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの「二十二の四 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以「瀬戸内海環境保全特別措置法関係)	西 大學 大婦上島 古宗 京郎 古宗 明祖 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古 古
(略) に基づく事務のうち、次に掲げるものに基づく事務のうち、次に掲げるものニーナ五のニーダイオキシン類対策特別措置法(以下この号において「法」という。)(ダイオキシン類対策特別措置法関係)	周四田共十十 以及島高日、十十 以十日十六十尾 村、十十十八 石田、十十八十 高麗江安、河、河、原	(略) に基づく事務のうち、次に掲げるものに基づく事務のうち、次に掲げるものニーナ五のニーダイオキシン類対策特別措置法(以下この号において「法」という。)(ダイオキシン類対策特別措置法関係)	西 及 文 大 婚 上 、 分 大 婦 出 島 市 、 分 大 場 市 、 の 状 は 高 市 、 の 状 は 高 同 市 、 は に に の ま に に に に に に に に に に に に に
二十八 (削除) (ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例関係)	( <u> </u>	(略) 「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 二十八 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(以下この号において(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例関係)	華石幅區町
(略) 例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 「二十九の二」広島県生活環境の保全等に関する条例(以下この号において「条(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)	周田 四及島高田、中 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	(略) (略) 例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 三十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(以下この号において「条(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)	因 及沙大婦士島 市、安装高田市 店。 市、当河市、 中、川川、 東